

札幌市児童会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように制定する。

令和7年3月 21 日

札幌市長

秋元克本



札幌市規則第 18 号

札幌市児童会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

札幌市児童会館条例の一部を改正する条例（令和6年条例第32号）の施行期日は、令和7年4月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。